

つがる市篠原霊園合葬墓 ご利用・申込のご案内



合葬墓とは、一つのお墓に多くの方々の遺骨を合同で埋葬する形状のお墓です。

お墓には、様々な形態や考え方がありますので、ご家族の方などともよくご相談になってからお申込みください。

問合せ・申込先

つがる市 民生部 市民課 環境衛生係
住所：つがる市木造若緑 61 番地 1
電話：0173-42-2111

つがる市篠原霊園合葬墓案内図



住所：つがる市木造下福原篠原 116 番地 9

もくじ

1	合葬墓の区分と使用料	2
2-1	納骨室	2
2-2	合葬室	3
2-3	記名板	3
2-4	参拝所	4
3	申込資格	4
4	申請から納骨までの流れ	5
5-1	申請手続 (遺骨を保有している方)	5
5-2	申請手続 (市篠原霊園墓地を返還する方)	5
5-3	申請手続 (生前予約)	6
5-4	申請手続 (記名板)	7
6	利用上の注意・制限	7

1 合葬墓の区分と使用料

申込区分	使用料（永代料）
納骨室及び合葬室	1 体につき 100,000 円 (ただし、納骨室の使用期間は、利用許可を受けた日から10年で、10年内に引取りが無い場合は合葬室へ埋葬されます。)
合葬室（合葬室へ直接埋蔵）	1 体につき 70,000 円
記名板（希望者のみ）	1 体につき 32,000 円

一度納付した使用料（納骨室、合葬室）はいかなる理由でも還付できませんので、ご注意ください。

2-1 納骨室「納骨室と合葬室を含む」1 体につき 100,000 円

- 納骨室は、利用許可を受けた日から10年、遺骨を骨箱や骨壺で納骨棚に安置するための施設です。収蔵期限が過ぎると、職員が合葬室へ移し埋蔵します。
- 生前予約の方が利用許可を受けた日から10年を過ぎた場合は、納骨室に収蔵することなく合葬室に直接埋蔵となります。
- 収蔵できる骨箱等のサイズは幅24cm、奥行24cm、高さ28cm以下で、安定して安置できるものを利用される方がご用意ください。
- 納骨室に収蔵している期間であれば、遺骨を引き取ることができます。
- 他の墓地等へ一度埋蔵された遺骨は、納骨室に収蔵できません。
- 遺骨の前での直接参拝はできません。



納骨室（収蔵数：176 体）

2-2 合葬室「合葬室へ直接埋蔵」1 体につき 70,000 円

- 合葬室は、複数の遺骨を合同で埋蔵する施設です。
- 合葬室に埋蔵された遺骨は引き取ることはできません。
- 合葬室に埋葬する遺骨は納骨袋に入れてから埋蔵されます。
- 他の墓地等へ一度埋蔵された遺骨は、合葬室のみの利用となります。
また、土葬の場合は、改葬のための火葬をおこなってから納骨してください。



合葬室（埋蔵数：1,200 体）



納骨袋に入れてから埋蔵

2-3 記名板（希望者のみ）1 体につき 32,000 円

- 希望される方は、有料で、合葬墓に埋蔵された故人の氏名を刻字したプレートを記名板に掲示できます。
- 原則として、希望される方は合葬墓の申請手続きと同日にお申し込みください。
- 記名板へは納骨から1～2か月後に掲示となります。掲示したプレートは取り外しできません。また掲示の位置については指定することはできません。



記名板設置場所



記名板

2-4 参拝所

○ 献花台、線香台、モニュメントを設置しています。霊園開園期間中（4/1～11/30及び春彼岸期間中）は参拝できます。



参拝所（献花台3台、線香台3台）



モニュメント

3 申込資格

- (1) 遺骨を保有している方
市篠原霊園の墓地区画の利用許可を受けていない方で、
 - ① つがる市民で遺骨を保有している方。
 - ② つがる市外にお住まいの方で、つがる市民であった方の遺骨を保有している方。

- (2) 市篠原霊園の墓地区画の利用許可を受けている方で、墓地区画を返還し合葬墓に改葬する方。

- (3) 生前予約
市篠原霊園の墓地区画の利用許可を受けていない満70歳以上のつがる市民で、自己の死後に合葬墓における遺骨の収蔵又は埋葬する方を指定できる方。
※募集は年1回：申請期間・募集数等については、つがる市広報でご案内します。

4 申請から納骨までの流れ

① 霊園利用許可申請

霊園利用許可申請書に必要書類を添えて、**つがる市役所 市民課 環境衛生係** へ申し込んでください。



② 書類審査

申請書類を確認後、使用料納付書を交付します。



③ 使用料の納付

金融機関等で一括納付してください。
※納付した使用料は還付できませんのでご注意ください。



④ 利用許可証の交付

納付確認後、「霊園（合葬墓）利用許可証」を交付します。



⑤ 納骨の予約

納骨日を**つがる市斎場へ電話（0173-42-6199）**で予約してください。



⑥ 納骨

遺骨、霊園（合葬墓）利用許可証、埋・火葬許可証等をつがる市篠原霊園合葬墓へお持ちください。

5-1 申請手続（遺骨を保有している方）

- 受付期間 通年受付（ただし、12月1日から3月31日は納骨できません。）
- 必要書類
 - ・ 霊園利用許可申請書
 - ・ 身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
 - ・ 遺骨を保有していることを証する書類（埋・火葬許可証、改葬許可証等）

5-2 申請手続（市篠原霊園の墓地区画を返還する方）

- 受付期間 通年受付（ただし、12月1日から3月31日は納骨できません。）
 - 必要書類と手順
 - ① 改葬許可
 - ・ 改葬許可申請書〈注1〉
 - ・ 霊園（一般墓地）利用許可証
- 〈注1〉利用権者（名義人）が亡くなっている場合は、先に霊園利用権者名義変更手続きが必要です。

- ② 現状復旧工事等 ※墓石事業者から申請
 - ・ 霊園墓所工事施工届（添付書類：施工前と施工後の写真を完成後に提出。）
 - ・ 霊園（一般墓地）利用許可証
- ③ 合葬墓利用許可申請と一般墓地返還
 - ・ 霊園利用許可申請書
 - ・ 一般墓地（合葬墓）返還届
 - ・ 霊園（一般墓地）利用許可証

○ 注意事項

- ・ あらかじめ改葬（お骨上げ）の日程や、墓石解体工事（墓石撤去、整地等）の日程を決めた上で、手続きしてください。
- ・ 改葬許可申請と霊園墓所工事施工届を提出し墓石解体工事後、一般墓地（合葬墓）返還届が提出された時点で、合葬墓利用許可申請が可能となります。なお、墓石等の解体工事の予定が確認できれば、合葬墓の申請は可能です。

5-3 申請手続（生前予約）

○ 受付期間 年1回受付

募集は年1回です。申請期間・募集数等については、つがる市広報でご案内します。

ご自身の死後、ご家族等で祭祀を執り行う方がいらっしゃる場合は、ご在命中にご家族等へ合葬墓への埋葬をお願いしておくことで、「5-1 申請手続（遺骨を保有している方）」の区分で、制限なく随時申請が可能ですので生前予約は必要ありません。

○ 必要書類

- ・ 霊園利用許可申請書
- ・ 身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

○ 注意事項

- ・ 申込者が応募数を超えた場合は抽選を行います。申込者が募集数以下の場合、又は抽選後当選した方に、利用許可申請手続きについてお知らせいたします。
- ・ 市篠原霊園の利用許可を受けている方が生前予約を申し込む場合は、霊園墓地の返還手続きが必要です。
- ・ 納骨室の使用を選択した場合、納骨室の使用期間は納骨後ではなく、利用許可を受けた日から10年となります。
- ・ ご自身の死後に合葬墓へ納骨されるよう、納骨をする方を決めておくなど、必要な措置を講じてください。（利用許可申請書にご自身の埋蔵を行う方を記載していただきます。）

5-4 申請手続（記名板）

希望者は合葬墓利用許可申請時に申請ください。

○ 必要書類

- ・ 合葬墓記名板使用届（※）

※合葬墓利用許可後の届出の場合は、以下も必要です。

- ・ 霊園（合葬墓）利用許可証
- ・ 身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

6 利用上の注意・制限

○ 納骨について

- ・ 利用許可を受けた後は、生前予約者を除き、速やかに納骨してください。
- ・ 市篠原霊園閉園期間（12月1日から3月31日）は納骨できません。
- ・ 霊園（合葬墓）利用許可証に記載された埋蔵対象者以外の遺骨を納骨することはできません。また副葬品等をご遠慮ください。
- ・ 納骨室における安置位置、記名板の掲示位置については、指定することはできません。
- ・ 納骨室及び合葬室への納骨は施設管理職員が行いますので、利用者の方は入室できません。

○ 参拝について

- ・ 市や施設管理者においては、供養祭などの儀式（宗教行事）は行いません。個人で儀式を行う際（要予約）は、他の参拝者へのご配慮をお願いします。
- ・ お花と線香以外の供物等は必ずお持ち帰りください。
- ・ 市篠原霊園開園期間（4月から11月まで及び春彼岸期間中）は参拝できます。
- ・ 遺骨の前での直接参拝はできません。

○ その他

- ・ 遺骨が納骨室に収蔵されている期間は、利用権者が改葬許可申請を行い、遺骨を引き取ることができます。利用権者がお亡くなりになっている場合は、祭祀を主宰する方が名義変更手続を行った上で改葬許可申請をしてください。
- ・ 合葬室に埋蔵された遺骨は引き取ることはできません。
- ・ 合葬墓の利用許可を受けた後に使用を取りやめる場合は、合葬墓返還届を提出してください。納付した使用料は返還できませんのでご注意ください。
- ・ 申請時に不正があったと認められる場合や、つがる市霊園条例及びつがる市霊園条例施行規則に違反した場合は、利用許可を取り消すことがあります。